

## 前立腺特異抗原（PSA）レクチン結合分画比（S2,3PSA%）

標記項目が令和6年2月1日より保険適用（248点）となりました。  
前立腺癌は、高齢化の進行に伴って、罹患数が年々増加し続けています。  
そのスクリーニング検査として血清中の前立腺特異抗原（PSA）検査が行われていますが、  
前立腺肥大症や前立腺炎などの良性疾患でも高値を示すことがあり、癌と鑑別するための指標が求められています。

### S2,3PSA%とは

前立腺癌に罹患すると PSA に結合している糖鎖の構造が変化します。健常者や良性疾患では糖鎖構造として  $\alpha$ 2,6 結合型シアル酸を持つ PSA（S2,6PSA）が多く、前立腺癌では糖鎖構造が変異して  $\alpha$ 2,3 結合型シアル酸を持つ PSA（S2,3PSA）が増加します。

S2,3PSA%は次の式のとおり、S2,6PSA と S2,3PSA の総和に占める S2,3PSA の割合です。PSA 4～10ng/mL のグレーゾーンにおいて、S2,3PSA%は F/T(%)PSA より前立腺癌と良性前立腺疾患の鑑別に有用と報告されています。

$$S2,3PSA\% = \frac{S2,3PSA}{S2,6PSA + S2,3PSA} \times 100$$

### 検査項目概要

検査項目名	前立腺特異抗原（PSA）レクチン結合分画比（S2,3PSA%）
検体量	血清 0.5mL
検査方法	LBA-EATA 法
所要日数	3～6 日
基準値	38.0 %未満
検査実施料	248 点（「D009」腫瘍マーカー「9」124 点×2 回分）
判断料	144 点（生化学的検査（II）判断料）

#### 留意事項

ア S2,3PSA%は前立腺癌であることが強く疑われる者であって、前立腺特異抗原（PSA）の結果が4.0ng/mL以上10.0ng/mL以下である者に対して、LBA法（定量）により本検査を測定した場合に限り算定する。

イ 本検査は、前立腺癌の診断に当たって実施した場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。

ウ 本検査と、前立腺特異抗原（PSA）、遊離型PSA比（PSA F/T比）またはプロステートヘルスインデックス（phi）を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

エ 診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原（PSA）の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。